

No.	問	答
1	提案額の上限金額はありますか。また、研究開発項目ごとに何件程度の採択を予定していますか。	提案額に関する上限金額は設けておりません。 また、採択予定件数につきましても、あらかじめ定めているものではありません。
2	応募にあたり、入札参加資格（等級）の適用はありますか。	入札参加資格の適用はございません。 応募資格等の詳細につきましては、公募要領に記載しておりますので、ご確認ください。
3	同一の研究開発項目において、同一事業者が複数の提案を行うことは可能ですか（再委託先としての参画を含む）。	可能です。
4	公募要領には気象観測技術が含まれていますが、研究開発項目の例示には記載がありません。気象観測技術に関する提案は対象となりますか。	風車相互作用による発電性能・荷重影響の観測・評価や極端気象を考慮した極値条件評価手法に関する研究開発を主な対象としており、気象観測そのものを目的とした研究開発は原則として対象外です。 但し、風荷重の評価や風況特性の把握等を実施する上で観測技術が重要な要素となる場合には、当該研究開発の一部として対象に含むことが可能です。
5	委託事業と補助事業の違いをご教授ください。	委託事業は、NEDOが委託先に対して研究開発業務を委託し、他方がこれを受託することにより成立する契約（委託契約）に基づき実施する業務です。一方、補助事業は、助成先（事業者）が主体的に取り組む事業（研究開発）に対し、NEDOがその事業費の一部を負担（補助）する事業です。 本公募は委託事業に該当します。委託業務の詳細につきましては、NEDOホームページに掲載しております「委託業務事務処理マニュアル」をご参照ください。
6	海外大学の有識者の参画にあたり、関与の範囲や程度に制限はありますか。	特に制限はございません。公募要領にも記載の通り、外国為替及び外国貿易法（外為法）等の関連法令に抵触しない範囲であれば、海外の大学や研究機関等が研究開発に参画することは可能です。
7	本事業は2026年度および2027年度が対象との理解ですが、2028年3月までに実施・完了可能な事業内容で提案する必要がありますか。	ご認識の通りです。
8	再委託先及び再々委託先は海外企業でも問題ないですか。	応募資格の（g）に記載の通り、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することが可能です。 尚、再委託先から第三者への再度の委託（再々委託）は認められません。
9	「国立研究開発法人が応募する場合、共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。」とありますが、原則的に共同実施は不可ということでしょうか。 例えば、業務スコープを完全に分けて資金等の流れはないものの、相互または民間側が国立研究開発法人が担当した成果を使い研究をする事は出来ないという理解で良いでしょうか？	公募要領に記載のとおり、他の国立研究開発法人を経由して民間企業へ資金が流れる体制は、原則として認めておりません。 ご例示のケースについては、例えば、国立研究開発法人と民間企業がコンソーシアムを構成した上で、NEDOが各機関・企業の各々と個別に契約を締結する体制を構築することが考えられます。相互に成果を使うことは妨げておりませんが、各機関・企業間での取り決めによるものと考えます。
10	国立研究開発法人の所属職員に、有識者の立場として意見を求める場合に、謝金を支払う形としての参画は可能でしょうか。 また、その場合、提案者と当該職員との契約形態についてどのように考えればよいでしょうか。	可能です。 提案する事業者が有する謝金規程等に基づき、適切に支払いが行われていることを検査時に確認させていただきます。 詳細につきましては、NEDOホームページに掲載しております「委託業務事務処理マニュアル」をご参照ください。
11	研究開発項目IIでは、「海象」と記載されていますが、「洋上気象」は含まないという意味でしょうか？	本研究開発項目で対象としているのは、主に波浪や海流等の海象に関する技術であり、洋上気象のみは対象としていません。 但し、海象に影響を及ぼす洋上気象に関する内容を含めてご提案いただくことを妨げるものではありません。
12	公募要領の1．事業概要（2）事業内容において、研究開発項目（III）で、「風車相互作用による発電性能・荷重影響の観測・評価・制御技術、風車に作用する風荷重評価技術および台風等の極端気象を考慮した極値条件評価手法に関する研究開発」とありますが、「荷重影響の観測」は洋上の実働風車の荷重計測を意図されていますか。	洋上風力発電の低コスト化、発電量向上及び長寿命化等に資する風車相互作用による発電性能・荷重影響の観測・評価や極端気象を考慮した極値条件評価手法に関する研究開発を主たる目的としており、研究開発の一環として、実働風車での荷重計測も研究テーマ例として想定しています。洋上のみを意図しているわけではありません。
13	公募要領の4(1)にて、「必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願い・・・」とありますが、ヒアリングや代表者面談を実施される場合の開催時期と、開催のどのくらい前にその旨の通知をいただけるのかを教えてください。 加えて、ヒアリング等に参加可能な人数も確認したいです。	11月下旬に、外部有識者による採択審査委員会において、ヒアリング審査の実施を予定いたします。日程が確定でき次第、NEDOウェブサイトに掲載いたします。 具体的な日時、実施方法、説明資料及び参加者等については個別にご連絡いたします。可能な限り余裕をもった日程でご案内する予定です。 参加人数について上限は定めませんが、効率的な審査運営の観点から、研究開発責任者を含む必要最小限の人数でのご参加をお願いいたします。
14	ppt形式の提案概要資料について、スライド1枚に全てまとめる必要があるのか、あるいは必要に応じて2枚以上に分けても良いか教えてください。	提案概要資料（別添5）については、様式に示された構成のとおり作成をお願いいたします。 採択審査等において提案内容の全体概要を簡潔に把握するための資料であることから、原則として1枚にまとめてください。
15	シードラウンドでの資金調達を進めており、応募時点では資金調達が完了していない可能性があります。このような状況でも応募は可能でしょうか。 また、必要な資金・人員体制については、応募時、採択時、契約締結時のいずれの時点で、どの程度確保されていることが求められるのでしょうか。投資意向書（LOI）やタムシート（Term Sheet）等により、資金調達の見込みを説明することは可能でしょうか。	応募可能です。 ただし、委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有することを応募資格として求めています。したがって、応募時点では、提案内容を遂行するために必要な資金・人員体制を有していること、又は採択後から契約締結・事業開始までに確保できる具体的なかつ合理的な見通しを説明することが必要です。 投資意向書やTerm Sheet等は、資金確保の見通しを説明する参考資料として提出することは可能です。 提出された財務諸表、資金調達計画、実施体制等を踏まえ、事業遂行能力を審査いたします。
16	成果を洋上風力以外の事業にも展開する事業化計画を記載することは問題ないでしょうか。	本公募の目的である洋上風力発電への貢献を明確に説明した上で、他分野への展開可能性を事業化計画又は社会・経済への波及効果として記載することは差し支えありません。
17	知的財産に基づくソフトウェア開発費として計上する場合、上限金額はありますか。	ソフトウェア開発費について一律の上限価格を定めてはおりません。開発内容、利用形態及び積算根拠を踏まえて個別に判断することになります。
18	研究テーマの一つに「海洋構造物の国内外設計指針の調査」とありますが、ここで記されている「海洋構造物」とは洋上風力発電以外の海上空港や洋上石油生産施設なども指しているのでしょうか？	ご認識のとおりです。 洋上風力発電の事業性評価、設計・施工要件の検討、施工機会の評価およびウィンドファーム認証に必要な海象観測・予測データの体系的整理・標準化等を目的として、その検討に資する洋上風力発電以外の「海洋構造物」の国内外設計指針の調査も対象となります。
19	提案書には「2．成果の実用化・事業化に向けた計画」の記載が求められていますが、海象観測に係る研究開発項目については、研究成果が必ずしも直接的な事業化に結び付くものではないと考えています。この場合、事業化に向けた計画はどのように記載すればよいでしょうか。	「成果の実用化・事業化に向けた計画」については、開発する成果の「実用化に向けた計画」または「事業化に向けた計画」についてご記載いただきますようお願いいたします。
20	実質1年程度の事業期間となりますが、達成目標はどのように設定すべきでしょうか。 また、採択後に社会情勢の変化や資機材の調達遅延等が発生した場合、中間評価や計画変更（目標・スケジュールの見直し）はどの程度柔軟に対応いただけるのでしょうか。	本事業の達成目標につきましては、事業期間内（2028年3月まで）に達成可能な目標および実施スケジュールを設定いただく必要があります。また、これらの内容は採択審査における評価対象となりますので、実現可能性を踏まえてご設定ください。（事業終了後の長期的な研究開発スケジュールも併せて提示いただくことを推奨します。） なお、採択後に生じる社会情勢の変化や制度変更等、事業者の責によらない事由が発生した場合は、個別の状況を踏まえて必要に応じて計画変更等を行うこととなります。
21	実質1年間での予算執行にあたり、高額機材や特殊センサー等の調達に時間を要する場合、年度をまたぐ予算執行（繰越し）は可能でしょうか。	原則として、2027年度以降（2028年度）への予算繰越しは想定していません。事情に応じて、2026年度から2027年度への事業の後ろ倒しは認める場合があります（詳細については、委託業務事務処理マニュアルを参照ください）。